

輪島市の主な子育て支援事業

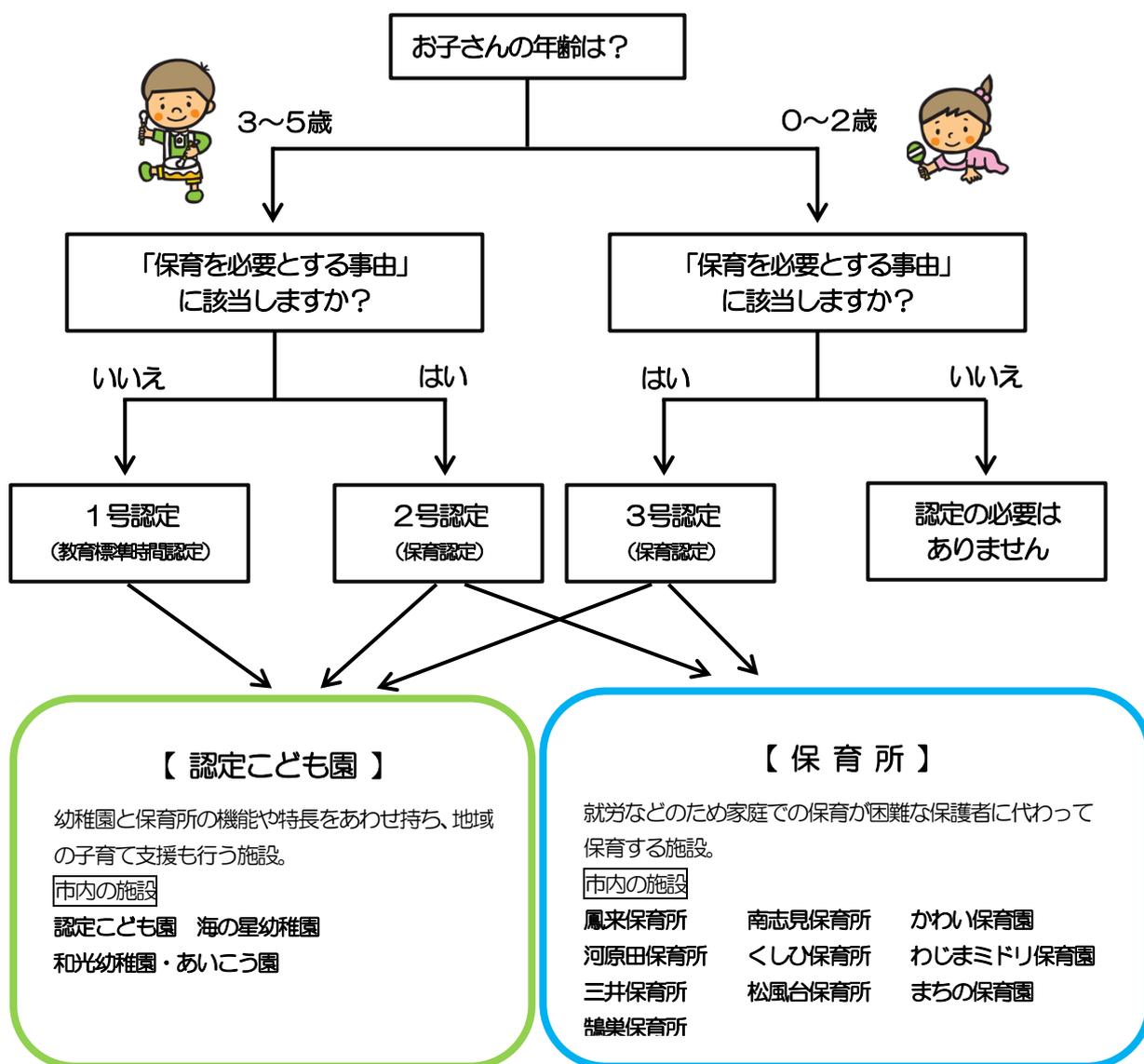
【子どものための教育・保育給付支給認定】

平成27年4月からスタートした『子ども・子育て支援制度』では、保育所や認定こども園を利用する場合には、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるための申請が必要となります。

(1) 3つの認定区分

保育所や認定こども園などの利用を希望される場合、入所の決定とは別に保護者の方の就労状況などをもとに、利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分によりそれぞれのニーズに合った施設をご利用いただけます。保育を希望する場合には、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。



(2) 保育の必要性の事由

保育が必要な場合は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の事由」に該当することが必要となります。

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

(3) 保育の必要量の区分

2号又は3号認定には、保育を必要とする時間（勤務時間や通勤時間などを踏まえた時間）によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分が設けられます。各施設等において、保育標準時間の時間帯（最大11時間）と保育短時間の時間帯（最大8時間）が設定されますので、これらの時間帯の中で利用することが基本となります。

保育標準時間	1日あたり最大11時間の利用が可能です。
保育短時間	1日あたり最大8時間の利用が可能です。

【保育所・認定こども園】

施設の種類	施設名	住所	開所時間 (月～(金) (土)	延長 保育	一時 預かり	電話
保 育 所	鳳来保育所	鳳至町石浦町 83-1	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	22-2231
	河原田保育所	東中尾町 16	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	22-1206
	三井保育所	三井町長沢 2-11	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	26-1201
	鵠巣保育所	大野町菰沢 35	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	22-3471
	南志見保育所	里町 32-47	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	34-1212
	くしひ保育所	門前町日野尾二-75	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	42-3085
	松風台保育所	門前町道下 4-2-1	7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 13:00	×	○	43-1130
	かわい保育園	河井町 20-1-7	7:15 ~ 18:15 7:15 ~ 18:15	○	○	23-4177
	わじまミドリ保育園	水守町堂端 14	7:15 ~ 18:15 7:15 ~ 18:15	○	○	23-1300

	まちの保育園	町野町広江 4-48	7:15 ~ 18:15 7:15 ~ 18:15	○	○	32-0209
認定こども園	和光幼稚園・あいこう園	河井町 23-16-1	7:15 ~ 18:15 7:15 ~ 18:15	○	○	22-0646
	認定こども園 海の星幼稚園	河井町 13-29-4	7:15 ~ 18:15 7:15 ~ 18:15	×	○	22-2087

※乳児の保育は、すべての施設で生後2か月から受け入れすることができます。

【保育料】

保育料については、支給認定区分（保育の必要性の有無・保育の必要量・年齢）、世帯の所得（市民税の課税状況）に応じた保育料をご負担いただくことになります。

保育料の軽減制度

入所児童の属する世帯が、「多子世帯」・「母子（又は父子）世帯」・「在宅障害児（者）のいる世帯」の方は、軽減となる場合があります。

保育料の切り替え時期

保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。

4月～8月	9月～3月
前年度の市町村民税に基づく保育料	現年度の市町村民税に基づく保育料

【一時預かり】

家庭で保育している方でも親が病気・冠婚葬祭の時や習い事のある時など、必要な時間だけ一時的にお子さんを預かることができます。

利用規定や利用料は、施設によって異なりますので希望する施設にお問い合わせください。

【延長保育】

保護者の就労時間の事情に対応するため、閉所時間を延長して保育を実施しています。

利用規定や利用料は、施設によって異なりますので希望する施設にお問い合わせください。

【マイ保育園登録事業】

妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、出産予定者が身近な保育所（園）や認定こども園に登録し、気軽に利用、相談できる「マイ保育園登録」事業を行っています。

マイ保育園に登録された方は、乳幼児の生活見学やおむつ交換、授乳などの育児体験ができます。また、出産後は保育士による育児相談や育児リフレッシュのための体験入所券（半日3回分・無料）を利用することができます。

登録申請できる方

母子手帳の交付を受けてから、出産後3歳までのお子様をお持ちの方

(ただし、そのお子様が保育所(園)や認定こども園に入所していない方に限ります。)

登録方法

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡ししますので、利用を希望する場合は、保育所(園)や認定こども園にマイ保育園登録申請書を提出してください。

子育ての支援の場として、保育所(園)又は認定こども園を気軽にご利用できます。

- ① 施設見学やおむつ交換などの育児体験ができます。
- ② 育児相談ができます。
- ③ 育児教室に参加できます。
- ④ 育児に疲れた時など体験入所券(半日利用)が3回まで無料で一時預かりサービスを受けられます。

※ 実施内容や実施方法は各施設によって異なりますので、詳細は各保育所(園)や認定こども園にお問い合わせください。

【病児保育・病後児保育】

市立輪島病院では、病中または病気の回復期における児童の集団保育が困難な時期に、保護者の子育てと仕事の両立を支援できるよう、専用の保育室でお預かりします。

【児童の範囲】

生後2ヶ月から小学校6年生までの児童

上記のうち、病中または病気の回復期であり、入院や治療の必要はないが、集団での保育が困難な児童。ただし、感染性の病気(麻疹・風疹・水痘・結核・流行性角結膜炎・インフルエンザ等)の場合は利用不可。

【利用時間】

利用日：月～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

基本保育時間：午前7時30分～午後6時00分

【利用料】 1日あたり 2,500円

※病児保育・病後児保育を利用するときには、登録が必要ですので事前に登録をお願いします。

※病児保育・病後児保育の詳細については、市立輪島病院にお問い合わせください。

【病児保育事業低所得者助成事業】

低所得者世帯に対する経済的支援として、病児保育事業における低所得者世帯の利用者負担を助成します。くわしくは福祉課までお問い合わせください。

【助成対象者・助成金額】

- ・生活保護世帯に属する者 利用料の全額
- ・市町村民税非課税世帯に属する者 利用料の半額

【ファミリー・サポート・センター】

ファミリー・サポート・センターは、お子さんがいるご家庭を地域で支援することを目的にお子さんを見て

ほしい方（利用会員）と育児の手助けをしたい方（サポート会員）がお互いに助け合い、育児の相互援助を行う会員組織です。

会員の条件

利用会員：市内に在住または勤務し、養育する子の育児の援助を希望する方

サポート会員：市内に在住し、子育ての経験または子育てに関する資格を有する20歳以上で、積極的に援助活動できる方。

相互援助活動

- ・保育所、認定こども園、小学校などの始業前または終業後における預かりまたは通園等の送迎
- ・その他、特別の事情により必要と認められる場合における対象児童の預かり

※ ただし、宿泊を伴う援助はできません。

利用料（児童1人1時間当たり）

・平日 7:00～19:00 700円（左記以外の時間 800円）

・土・休日 7:00～19:00 800円（左記以外の時間 900円）

※ 3歳以上の児童2人目以降は上記金額の半額。

※ 30分未満は上記の金額の半額。

※ ファミリー・サポート・センターを利用するときは、会員登録が必要ですので事前に会員登録をお願いします。

【地域子育て支援拠点】

地域子育て支援拠点には、保護者が安全に子どもを遊ばせたり、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する相談や子育てサークルの育成・支援、親子で楽しめるイベントの実施、地域の保育資源の情報の提供などを通じて、子育てに関する様々な援助活動を行っています。

施設名	住所	開所日	閉所日	電話
輪島市子育て支援センター	河井町2-287-1	平日 8:30～17:00 土・日曜日 8:30～16:00	毎週月曜日 祝日	22-8031
もんぜん子育て支援ひろば	門前町鬼屋4-20 (輪島市もんぜん児童館)	平日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00	12月29日～ 1月3日	42-3166
地域子育て支援室 「たんぽぽ」	水守町堂端14 (わじまミドリ保育園)	月～金曜日 9:00～15:00	—	23-1300
地域子育て支援ひろば 「めばえ」	町野町広江4-48 (まちの保育園)	月・水・金曜日 9:00～15:00	—	32-1288

※輪島市子育て支援センターでは、子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、保育所などの施設や地域の子育て支援事業などを利用できるように、情報の提供や支援の紹介を行う「利用者支援事業」を実施しています。

【児童館】

近所に遊び場や仲間が少ないため、子どもたちは家の中に閉じこもり、テレビやテレビゲームに夢中になりがちです。こんな子どもたちに仲間との遊びの場を提供したり、楽しい教室や季節の行事なども企画して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするところが児童館です。

施設名	住所	開館日	休館日	電話
輪島市児童センター	河井町 2-287-1	平日 8:30~17:00 土・日曜日 8:30~16:00	毎週月曜日 祝日 12月29日~ 1月3日	22-8031
輪島市もんぜん児童館	門前町鬼屋 4-20	平日 9:00~18:00 土・日曜日 9:00~17:00		42-3166

【児童手当】

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育している方に支給されます。
なお、この制度には所得の制限があります。

児童手当は、申請した日の属する月の翌月分から支給されます。申請がないと支給されませんので、忘れずに申請してください。

① 申請手続き

戸籍の出生届を提出するときや、他市町村から転入した時などに手続きが必要となります。

※ 公務員の方は、勤務先で手続きが必要です。

★届出に必要なもの

- ・印鑑
- ・保険証のコピー
- ・振込先口座のわかるもの

※所得課税証明書が必要となる場合があります。

② 手当の月額

所得制限	区 分		1人あたりの月額
限度額内	0歳~3歳未満		15,000円
	3歳以上~ 小学生	第2子まで	10,000円
		第3子以降	15,000円
	中学生		10,000円
限度額超過	一 律		5,000円

【こどもの医療費助成】

支給対象

輪島市に住所がある出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども。

申請方法

戸籍の出生届を提出するときや、他市町村から転入した時などに手続きが必要となります。

申請すると、「こどもの医療費受給資格者証」が交付されます。

★届出に必要なもの

- ・印鑑
- ・保険証のコピー
- ・振込先口座のわかるもの

助成の方法

① 県内の医療機関を受診したとき

ア. 医療機関の窓口で、健康保険証と併せて「こどもの医療費受給資格者証」を提示してください。

窓口負担なし
(現物給付)

② ①以外の医療機関を受診したとき

ア. 医療機関の窓口で、自己負担金の支払いをしてください。

イ. アの「領収書」と印鑑を持参し、医療費の助成申請をしてください。

助成金の口座振込
(償還払い)

《注意》 次のような場合には、医療費助成の対象となりません。

- 健康保険がきかないとき
- 入院したときの食事療養費
- 他の公費負担医療制度の適用を受ける場合
- 交通事故等第三者行為による診療の場合
- 学校や保育所での負傷など、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

【児童扶養手当】

支給対象

次のいずれかの理由にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（中程度以上の障害を有する場合は20歳未満まで）を監護する父、母又は養育者に手当が支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

申請手続き

手当を受給するには、認定申請をする必要があります。

次のような場合は手当が支給されません

【児童】

- ・日本国内に住所がないとき
- ・里親やファミリーホームに委託されているとき
- ・児童福祉施設等に入所しているとき など

【父・母・養育者】

- ・日本国内に住所がないとき
- ・養育者の場合は児童と別居しているとき など

手当の額

児童扶養手当受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給者資格の所得等により決められます（所得制限あり）。

区 分		支給月額
第1子	全部支給	42,290円
	一部支給	42,280円～9,980円
第2子加算額	全部支給	9,990円
	一部支給	9,980円～5,000円
第3子加算額	全部支給	5,990円
	一部支給	5,980円～3,000円

【ひとり親家庭等医療費助成】

対象者

輪島市に住所があるひとり親家庭の父、母及びその子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

申請方法

給付を受けるためには、受給資格登録申請をしていただく必要があります。

※出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方については、「子どもの医療費助成事業」を優先させます。

助成の方法

- ① 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども
（「子どもの医療費助成事業優先」）

県内の医療機関を受診したとき

ア. 医療機関の窓口で、健康保険証と併せて「子どもの医療費受給資格者証」を提示してください。

窓口負担なし
（現物給付）

- ② ①以外するとき（父、母及びその子ども）

ア. 医療機関の窓口で、自己負担金の支払いをしてください。

イ. アの「領収書」と印鑑を持参し、医療費の助成申請をしてください。

助成金の口座振込
（償還払い）

《注意》 次のような場合には、医療費助成の対象となりません。

- 健康保険がきかないとき
- 入院したときの食事療養費
- 他の公費負担医療制度の適用を受ける場合
- 交通事故等第三者行為による診療の場合
- 学校や保育所での負傷など、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

【高等職業訓練促進給付金等事業】

看護師・介護福祉士・保育士などの資格を取得するために、在学中の生活費等の負担軽減を図るために給付金が支給されます。

対象者

次の要件をすべて満たす方（平成25年度入学者から父子家庭も対象）

- 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にあること
- 養成機関において1年以上のカリキュラムを就業し、対象資格の取得が見込まれること
- 就業または育児と就業の両立が困難であること

※事前に相談が必要となりますので、電話等で相談日を予約し、窓口へお越しください。

【自立支援教育訓練給付金】

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、経費の60%（1万2千円以上で20万円を上限）が支給されます。

対象者

次の要件をすべて満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にあること
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

※受講内容によっては対象とならない場合がありますので、受講する前月までにお問い合わせください。

【家庭児童相談室】

家庭児童相談室では、子育ての悩み、子どもの発達上の問題など18歳までのお子さんの健やかな成長のためのあらゆる問題について、家庭児童相談員が電話相談や面接相談また必要に応じて家庭訪問による相談に応じています。

【母子・父子自立支援員】

母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関して実情を把握し、家庭のさまざまな問題、母親・父親の就職、子どもの教育、母子・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行います。

【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブは、就労等により昼間保護者の不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とする活動を通じて児童の育成と保護者の就労を支援するサービスを行うものです。

対象児童：昼間保護者等の不在となる家庭の小学1年生～6年生

放課後児童クラブに入所を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

児童クラブ名	実施場所	利用料	開館日	電話
まちの児童クラブ	町野小学校内	月額6,000円 8月のみ 月額8,000円	平日 下校時～18:30 第2・第4土曜日 8:00～17:00 長期休暇 8:00～18:30	32-0003
河井児童クラブ	河井小学校内			22-7040
河井第2児童クラブ				
鳳至児童クラブ	鳳至小学校内			23-0506
鳳至第2児童クラブ				
大屋児童クラブ	大屋小学校横			22-5399
大屋第2児童クラブ				
鵜巣児童クラブ	ふれあいプラザ鵜巣内	22-4288		

三井児童クラブ	三井公民館内			26-1822
河原田児童クラブ	河原田小学校内			22-9711
もんぜん児童クラブ	もんぜん児童館内			42-3167
南志見児童クラブ	旧南志見中学校			34-1463

■放課後児童クラブにおける利用者負担軽減事業

子育て世帯の経済的な支援として、放課後児童クラブに入所する児童の属する世帯が、多子世帯及び母子（又は父子）世帯及び生活保護世帯の方は放課後児童クラブ利用料が軽減となる場合がありますので、くわしくは福祉課までお問い合わせください。

【軽減対象】

放課後児童クラブを利用する多子世帯（同時入所）及びひとり親家庭の父・母及び生活保護世帯の保護者

※ひとり親家庭は児童扶養手当と同様の所得制限があります。

【放課後児童クラブ月額利用料】

	多子世帯	ひとり親家庭	生活保護世帯
入所1人目	6,000円 (8月は8,000円)	3,000円 (8月は5,000円)	無料
入所2人目	半額	無料	無料
入所3人目以降	無料	無料	無料

■三世代ファミリー同居・近居促進事業

祖父母世代から子育てサポートを受けられるような環境を拡大させるため、三世代が同居・近居を始めるため住宅を新築・購入・増築・改築・改修をする方に、費用の一部を助成します。

くわしくは福祉課までお問い合わせください。

【助成内容】

祖父母・親・子の三世代が、新たに同居または近居をするため、住宅の新築や増改築等をする場合に、費用の一部を助成

近居とは・・・親世代と祖父母世代が2km以内に住む場合のことをいいます。

【助成額】

- ア) 新築、増改築などの費用に対して300千円を助成
- イ) 市外からの転入者には200千円を加算